

社会福祉法人 太陽社会福祉事業協会  
グループホーム サンシャイン 平成29年度事業計画書

- 1 所在地 大阪市東淀川区大道南一丁目12番24号
- 2 利用定員 9名（1ユニット）
- 3 職員定数 10名（管理者1人・介護職員8名・介護計画作成担当者1名）
- 4 事業開始年月日 平成16年5月1日

5 事業運営基本計画

認知症高齢者の特性を十分理解し、職員が家族として接しながら、安らぎと楽しみのある雰囲気の中で生活そのものをリハビリとして、認知症の遅延、緩和を図り、ひととして充実した日々を送っていただくことを目指す。

また、地域密着型（介護予防）サービスを実施するにあたり、ケアの質の向上や地域に開かれた事業運営を確保する。

- ・地域との交流、関係づくりに努める。
- ・入居者同士が仲間意識を育てられるよう支援する。
- ・入居者のプライバシーを尊重し支援する。
- ・衣食住を考えるに当たり、健康に充分配慮する。
- ・入居者の預り金に明瞭性、透明性をもたせる。
- ・家族との連絡を大切に、協力しあう。
- ・入居者の家族や地域の関係者等を含めた運営推進会議を設置する。
- ・火災など非常災害時における通報・連携体制や非常災害に際して必要となる設備の整備について基準上明確化し、平素より訓練を行う。

6 入居者の支援

(1) 生活支援

- 穏やかで、ゆったりとした自由な安らぎのある暮らし
- 自分らしさや誇りを保ち、自分で出来る喜びと達成感のある暮らし
- 生活のはりあいや楽しみがたくさんある暮らし

(入浴)

入居者の健康状況に十分留意するとともに、転倒事故がないよう十分な配慮をする。  
入居者の身体状況、残存機能に応じた入浴方法により、安全で快適な入浴を提供する。

(レクリエーション)

入居者の生活の充実・認知症の遅延・緩和を目指し、行事を工夫する。利用者の意向が反映されたものとするとともに自由参加を原則とする。

(2) 給 食

家庭的な温かさが感じられる食事作りを目標に、季節感を考慮することはもちろん、利用者の身体状況、嗜好に合わせた食事の提供に努める。

さらに職員は、食品衛生のさらなる知識の習得を図り、入居者とともに施設全体の衛生管理の徹底に努める。

(3) 環境の整備

住環境においては、入居者の健康で快適な生活を維持していくために、常に清潔・安全を念頭におき、創意工夫を凝らし施設内外の環境整備に努める。

(4) 健康管理

嘱託医および協力医の往診、また定期的に行う健康診断をはじめ、職員による日々の健康管理に基づき、認知症高齢者としての身体的、あるいは精神的特徴を十分に踏まえて、入居者ひとり一人の的確な状況把握を図り、適切なサービスの提供に努める。

(5) 日 課

食事、排泄、入浴、レクリエーションおよび日常生活の中で行うことが可能な機能訓練のあり方を考えて提供を行う。入居者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の状況に合わせた日課を行うこととし、その状況は職員により日報として記録する。

7 各種活動

入居者のQOLの向上をより目指すため、以下の活動を毎月の職員会議時に行うこととし、それぞれの視点に立って問題の解決を図っていく。

(1) 処遇

入居者の生活面の支援として必要な課題について話し合いの場を持ち、入居者の支援の方向性を決める。

また、必要に応じて、その時々の問題となっている事柄を取り上げ検討を行い、場合によってはマニュアルの見直しおよび作成を行う。

(2) リスクマネジメント

日常起こるニアミスや事故について、インシデントレポートの提出の徹底と、事故前後の解析・対策を行う。そして事故の予防と減少に努め、質の高いサービスを行うことで安全の向上に繋げていく。必要に応じ各種マニュアルの増補改訂を行う。毎月の職員会議にて職員全員で話し合い、事故の対策・予防に努める。

(3) 個人情報

- ・記録書類および個人情報並びに業務内容の管理
- ・人権についての勉強会  
虐待や拘束について研修を受講した職員が講師となって進める。
- ・電話等外部からの問い合わせに対する対応方法
- ・緊急時の個人情報の管理

(4) 苦情解決

- ・苦情解決体制について入居者、家族、職員等に周知徹底を図るとともに、その都度説明を行い理解を求める。その際、苦情＝意見と捉える。
- ・苦情（意見）がしやすい環境を作る
- ・苦情（意見）が提出された場合、所定の手順に従って速やかに適切な対応をする。

(5) 行 事

各月の行事を決め、入居者の日々の楽しみ、家族とのふれあいを目的に刺激となる行事を計画し実行する。

また、地域とのふれあいを目的として、地域行事への参加、職員のボランティアとしての参加も積極的に行う。

その他、気候の良い時期に原則としてお二人の入居者の希望する場所に職員が同行して外出する個別的な外出を行う。この行事は担当制とし、担当者を中心に職員全員で計画・実行することとする。

また、行事の規模により、東淀川区社会福祉協議会のボランティアビューローを通じてボランティアの参加を依頼する。

**月別の行事**

- 4 月度 お花見会
- 5 月度 個別的な外出①
- 6 月度 個別的な外出②
- 7 月度 「地域盆踊り大会」への参加

- 8 月度 夏祭り（於・サンシャイン）
- 9 月度 「地域敬老大会」への参加
- 10 月度 個別的外出③
- 11 月度 個別的外出④
- 12 月度 クリスマス会(於・サンシャイン)、地域の餅つき大会への参加
- 1 月度 正月行事 [初詣・書初め・カルタ大会等]の実施（於・サンシャイン）
- 2 月度 節分
- 3 月度 観梅会

#### その他の行事

- ・毎月 1 回入居者と職員が一緒になって料理を作り食するクッキング  
デイを行う。
- ・毎月第 1、第 4 金曜日 地域主催の喫茶サービス「ふれあい喫茶」への参加
- ・地元コーラスグループ（ボランティア）の来所<隔月>

## 8 防災計画

防災計画を作成し、施設内非常通報設備を完備し機械防災を図ると同時に、消防機関と連携し、計画に沿った防災訓練を実施する。防災訓練は1階Azulとともに連携して行う。

また、地域の防災訓練に参加し、災害時には迅速に対応できるように努める。

尚、消防法の改正に伴い、消防機関へ通報する火災通報装置は自動火災報知設備の作動と連動する設備へと切り替える。